

屋台、露店等での飲食店営業と自動車を利用して行う営業の留意事項

1 屋台、露店等での飲食店営業について（屋台）

屋台、露店等での飲食店営業は、取扱品目等に制限を付けることにより、公衆衛生上必要な営業施設の基準を緩和し、又はその一部の適用を除外して許可をしているものです。

屋外、露店等では、衛生確保が難しいため、以下の点に十分留意して営業をお願いいたします。

- (1) **1日1品目の単純な調理行為のみ**の食品の提供が可能です。
同一営業日に取り扱うことができるのは、「屋台、露店等での飲食店業取扱要綱」に規定する加熱及び非加熱調理食品のうち一品目及び飲料に限ります。
- (2) 屋台、露店等での飲食店営業は、それぞれの許可で移動して営業を行うことを前提としている許可になります。
1人で複数の許可を取得することは可能ですが、1許可で複数の食品を同時に取り扱うことは出来ません。

2 自動車を利用して行う営業

自動車を利用して行う営業は、自動車に作業場を設けて移動しながら営業を行うものとして許可しているものです。以下の点に十分留意して営業をお願いいたします。

- (1) 車内作業場で調理した食品の**店頭販売が原則**です。
車内作業場を製造場としてあらかじめ製造した食品を包装して、別の場所に持って行って販売することは出来ません。
- (2) 昆虫等の侵入を防止した車内作業場で調理や製造を行うことが原則です。
扉等を開放したままや、車外で調理や製造することは出来ません。

！！ここに注意！！

市内で営業を行う場合は、食品営業許可証ならびに食品衛生責任者の氏名を掲示してください。

営業時には、テントや自動車内の見やすい場所に

「食品営業許可証」と「食品衛生責任者の氏名」を掲示しましょう。

問い合わせ先：千葉市保健所食品安全課食品指導班 043-238-9934
【受付時間：8：30～17：00まで（土、日、祝日、年末年始を除く）】